

博士（政治学）学位申請論文 概要書

都道府県東京事務所の総合的研究
——東京事務所を通じた相互依存——

早稲田大学大学院政治学研究科

大谷基道

(学籍番号：31091502)

一般にはあまり知られていないが、東京都を含む全 47 都道府県が東京に事務所（以下、「東京事務所」という）を設置している。関係者の間では、国から補助金を獲得するためにいち早く情報を入手したり、様々な働きかけをしたりすることが目的であると解されてきた。

しかし、第一次地方分権改革では機関委任事務の廃止、国の関与の見直し等が行われ、国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」に変化した。続く三位一体の改革では国の補助金も以前よりだいぶ少なくなった。

また、中央省庁への物理的なアクセス事情も大きく変化している。新幹線や高速道路など交通インフラの整備も進み、必要があればすぐ上京できるようになった。情報通信技術（ICT）の発達により FAX や電子メールでのやりとりも可能となった。

本研究の問題意識は、このように東京事務所を取り巻く状況が変化した現在においても、都道府県が東京事務所を置いているのはなぜか、特に、国への依存度や霞が関への距離に関係なく、すべての都道府県が東京事務所を置いていることをどのように理解したら良いのか、ということである。

これに対し、筆者の仮説は、【仮説 1】依然として国と補助金以外の事項について情報のやりとりを行う必要がある、それには直接的な接触を頻繁に繰り返すことが必要であるため、東京事務所を置いて職員を常駐させている、【仮説 2】合理性に基づく判断ではなく、社会学的新制度論に基づく同型化が起きている、というものである。

そもそも東京事務所を取り上げた先行研究は極めて少なく、その実態さえも明らかになっていなかった。そこで本研究ではまずその実態を明らかにしようと、第 1 章から第 5 章まで様々な角度から東京事務所の実態把握に努めながら、仮説の検証を行った。

第 1 章では、すべての都道府県が東京事務所を設置しており、市町村の東京事務所やアメリカ各州のワシントン DC 事務所と違って、環境が変わっても閉鎖することなく存続していること、都道府県の東京事務所は、戦後、地方財政が危機に瀕した時期に国から財政支援を引き出すために設立され、中央省庁との連絡調整や情報収集を主たる任務としてきたことを示した。

第 2 章では、東京事務所の活動は、「中央省庁からの指示・伝達事項を都道府県本庁に伝えること（指示等伝達活動）」、「中央省庁の情報を入手すること（情報収集活動）」、「都道府県の現場の情報を中央省庁に伝えること（現場情報伝達活動）」、「都道府県の要求・要望を中央省庁に伝えること（陳情・要望活動）」が中心であることを示した。かつては補助金獲得のための情報収集活動や要望・陳情活動、中央省庁からの情報中継活動が中心であったが、近年は地方分権改革、三位一体の改革等の影響で、政策実施過程に係る情報収集活動、現場の課題等の情報伝達活動が中心となっている。また、このような情報を得るため、東京事務所は自団体の出身者または自団体への出向経験者を通じて中央省庁にアクセスしており、そのような関係を維持・形成するには、日頃から頻繁に顔を合わせるような活動が求められることも明らかにした。

第 3 章では、このような東京事務所の活動に対する重要な協力者である自団体の出身者または自団体への出向経験者が組織化された省庁県人会の実態を示した。省庁県人会の運営には東京事務所が大きく関与し、自らの活動に役立てようとする一方で、中央省庁職員も省庁県人会を通じて得た人脈を自身のために活用しようとしていることを明らかにした。

第4章では、東京事務所間の連携組織の実態を示した。基本的には競合関係にある東京事務所同士であるが、情報収集活動における互いの弱点を補うため、必要に応じて連携・協力していることが明らかになった。特に近年は、東京事務所間の連携組織が次々と組織され、事務所間の協力関係が強くなっていることが推測された。

第5章では、東京事務所が入手しようとする情報は主に「不確実性の低減」を目的とするものであることに着目し、すべての都道府県が東京事務所を置いている理由について、社会学的新制度論に基づく「同型化」が起こっていることを明らかにした。つまり、都道府県が自らの行動に正統性を得るため、国の意向を確認・調整して忠実に従おうとしたり、国に先進県の情報を聞いて模倣を試みようとしたり、立法当事者である国の見解を確認して従おうとしたり、といった行動をとる。その活動は東京事務所の情報収集活動となって現れる。その結果、環境の差異にかかわらず、すべての都道府県が東京事務所を存続させるという結果が生じているのである。また、情報入手活動がさほど活発ではない東京都の場合は、他の道府県や全国知事会との関係において同調圧力が働いている可能性も示唆した。

東京事務所は、日本の中央地方関係を語る上で非常に重要な存在である。国と都道府県の物理的な結節点であり、両者間の調整・交渉等の最前線基地として、あるいは、両者間を行き交う情報の媒介者として大きな役割を果たす。また、結節点にあるがゆえ、国と都道府県の関係がその活動に大きく反映される。国が東京事務所を通じて都道府県を統制しようとしているのか、あるいは逆に、都道府県が東京事務所を通じて国を動かそうとしているのか、東京事務所の実態が解明できれば国と都道府県の間を解き明かすことにもつながる。

国と都道府県の間には、相互依存関係が存在する。国は権限と財源を持つが、その実施は多くの場合において実行組織を持つ都道府県に頼らざるを得ない。ここに資源交換の関係が成立し、両者の結節点に位置する東京事務所がそれに大きく関与している。本研究ではこの点に着目し、終章において、東京事務所の役割の変化と中央地方関係の変化についても言及した。